

千葉市特別支援教育推進基本計画 中間報告



令和3年
千葉市教育委員会

はじめに

千葉市教育委員会では、平成20年3月に「千葉市における特別支援教育の在り方について」の答申を受け、特別支援教育の推進に取り組んできました。国の動向としては平成23年度に「障害者基本法」が改正され、平成24年度には中教審初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が出され、また、平成28年度には「障害者差別解消法」が施行されました。

このような動向を受け、多方面の方々のご協力をいただき、平成30年8月「千葉市特別支援教育推進基本計画」（以下、推進基本計画）を策定しました。この推進基本計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間の推進期間として定め、中期的に本市特別支援教育のより一層の推進を目指してきました。ここに、前半を経過した令和2年度までの取組を「千葉市特別支援教育推進基本計画中間報告」としてまとめましたので、報告します。

なお、本報告の作成にあたっては、千葉市教育委員会学校教育部教育支援課・養護教育センターを事務局として、本市特別支援教育関係者から中間報告作成委員を依頼し、取り組みました。

目次

○総論	P 1
○各論	
第1章 就学相談・教育相談の充実	P 3
第2章 多様な学びの場の充実（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）	P 6
第3章 一貫した支援とネットワークづくり	P 12
第4章 教職員の専門性と指導力	P 15
第5章 特別支援教育の周知・理解と環境整備	P 17
第6章 養護教育センターの機能	P 20